

# 茨城県立並木中等教育学校の部活動に係る活動方針

令和5年(2023)3月

## 1 基本理念

部活動は、生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。

部活動は、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図る。

## 2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

### (1) 適切な活動時間を設定

- ・平日の練習時間は2時間を上限とし、午後6時00分までとする。ただし1・2年次生については、冬季(11月から2月)は午後5時30分までとする。
- ・休業日の活動時間は前期課程3時間、後期課程4時間を上限とする。
- ・休日に練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合は、他の休日に休養日を振替える。(長期休業中も同様)

### (2) 朝の活動時間

- ・原則として、朝の活動は行わない。(朝の活動は大会等の直前かつ、放課後のみの活動では施設等を使用できないケースに限る。)

### (3) 休養日等の設置

- ・水曜日(長期休業期間及び祝日を除く)及び土日のいずれかを休養日とする。
- ・定期考査前の1週間前を原則(大会等がある場合は部活動特別許可願いを申請する)として休業日とし、学業との両立を図る。実力テストは3日前から活動を停止する。また、前期課程は定期考査5日前から活動を停止する。
- ・長期休業中も平日・休日各1日以上、週計2日以上を休養日に設定する。また、生徒が十分な休養をとることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、連続した長期な休業期間を設ける。

- ・大会等の参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、公式大会等でコンディション調整を目的として、校長の判断により、休日に連続して活動し、休養日を他の平日に振替えることができる。

#### (4) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・校長は、生徒や顧問の負担が過度にならないよう、参加する大会・試合等を精査する。
- ・参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保する。

### 3 適切な運営のための体制整備

#### (1) 望ましい運営体制の構築

- ・校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。また、部活動に係る費用の一部を生徒会徴収金より充当する場合は、全保護者に対しての説明と理解を得る。

#### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・部活動顧問は、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法の習得をめざし、積極的に研究等に参加する。
- ・生徒の健康管理に配慮する。特に、熱中症事故の予防と熱中症の疑いのある生徒への早期対応等の対策を徹底して推進する。
- ・校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

#### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

- ・校長は、学校方針・年間計画・毎月の活動計画に加え、活動実績についてホームページで公表する。

### 4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

#### (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるように配慮する。
- ・校長及び部顧問は、運動の苦手な生徒な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度の負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

## (2) 地域移行の推進

- ・生徒が個々ニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、部活動を休日から段階的に地域移行していく。

## 5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

### (1) 複数顧問制の推進等

- ・校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

### (2) 大会運営や役員業務の見直し等

- ・大会等の運営について、卒業生や、保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけ、教員によらない体制の構築を目指す。